

四日市市告示第 6 4 号

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の要綱を次のように定める。

平成 2 7 月 3 月 2 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地区防災組織が行う防災意識及び能力向上のための活動並びに防災資機材の購入に対する補助金を交付することについて必要な事項を定め、地域防災力の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「地区防災組織」とは、地区連合自治会組織又は住民により地区単位で自主的に結成され、大地震その他の災害に備えて、その被害の軽減及び応急対策の確実かつ迅速な実施のために活動する組織をいう。

(交付対象)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする地区防災組織は、当該年度の 7 月 1 日までにあらかじめ地区防災組織結成報告書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、前年度以前に地区防災組織結成報告書を提出した地区防災組織で、その規約内容等について変更のないものは、地区防災組織結成報告書の提出を省略することができる。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地区防災組織が行う次の各号に掲げる事業とする。

(1) 防災・減災力向上事業(以下「ソフト事業」という。)

ア まちぐるみで行う耐震補強啓発及び家具固定事業

イ 津波避難訓練事業

ウ 地域の助け合いネットワーク(人材・資機材台帳)作り事業

エ 災害時要援護者対策事業

オ まちの安全点検ウォーキング事業

カ ワークショップ(災害図上訓練、避難所運営訓練等)事業

キ 防災マップ又は地区災害対策本部運営、避難所運営、災害時要援護者の対策等に係るマニュアルの作成

ク 防災センターの見学等の研修

ケ 機関紙・広報誌の発行

コ 防災訓練又は防災講演会の開催

サ 災害時に避難所を利用するにあたり、災害弱者などの利便性の向上に資する物品として各地区の避難所に備蓄すべきものを検討する備蓄品の見直し事業に関する経費及びその結果必要となった備蓄品の購入経費

シ その他防災意識及び能力向上のための活動

(2) 防災訓練に使用する資機材等整備事業(以下「ハード事業」という。)

ア 救助、消火又は避難の用に供する防災資機材の購入及び修繕

イ 可搬式動力消防ポンプ及びその付属品の購入及び修繕

ウ 訓練資機材を保管するための防災倉庫の設置及び修繕

エ その他防災訓練時に必要である防災資機材の購入及び修繕

2 補助金の対象経費は、前項各号に定める事業の実施に必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は除く。

(1) 地区防災組織の運営に係る経費

(2) 個人で備蓄すべき、水、食糧又は非常持ち出し品の購入に要する費用

(3) 補助事業の内容、成果とは直接結びつかない経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に定める額の合計額とする。

(1) ソフト事業については、前条第2項に規定する補助対象経費に相当する額以下とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) ハード事業については、前条第2項に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以下とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、市長が別に定める地区防災組織ごとの上限額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地区防災組織(以下「申請者」という。)は、四日市市地区防災組織活動補助金交付申請書(第2号様式)に整備予定防災資機材の見積書の写し及び地区市民センター館長の副申書(第3号様式)を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助金の対象となる防災資機材が土地の定着物である場合は、当該土地の使用権原を証する書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査

し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項による交付決定を行った場合、四日市市地区防災組織活動補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（計画の変更）

第8条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市地区防災組織活動補助金変更承認申請書（第5号様式）に整備予定防災資機材の見積書の写し及び地区市民センター館長の副申書（第6号様式）を添付して、市長に提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

- 3 市長は、前項に規定する計画の変更承認申請があったときは、変更内容を審査し、前条の規定による決定を変更することができる。

（計画変更の決定通知）

第9条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市地区防災組織活動補助金変更決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、四日市市地域防災組織活動補助金交付取消通知書（第8号様式）に理由を付し、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは速やかに、市長に四日市市地区防災組織活動補助金実績報告書（第9号様式）に活動状況等の写真、成果品及び領収書等の写しを添付のうえ、地区市民センターを經由して市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第 1 2 条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、四日市市地区防災組織活動補助金確定通知書（第 1 0 号様式）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 補助金の確定通知を受けた者は、前項の規定による通知に基づき、速やかに四日市市地区防災組織活動補助金請求書（第 1 1 号様式）により補助金を市長に請求しなければならない。

(支払い)

第 1 3 条 市長は、前条第 2 項に規定する補助金の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(書類の整理)

第 1 4 条 申請者は、この補助金に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(補助金の評価)

第 1 5 条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第 1 6 条 四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号）及びこの要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。

附 則(平成 2 5 年 3 月 2 9 日告示第 1 5 4 号)

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 6 年 3 月 3 1 日告示第 1 3 7 号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日公示第64号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（危機管理監危機管理室）

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 四日市市長

住 所

組 織 名

代表者氏名

印

連 絡 先 (電 話 :)

地区防災組織結成報告書

下記のとおり、地区住民による防災組織を結成しましたので、報告します。

記

1、 結成した組織の名称等

住 所

組 織 名

代表者氏名

2、 結成した組織の規約等

別紙のとおり

(あて先) 四日市市長

住 所

組 織 名

代表者氏名

印

連 絡 先 (電話 :

)

四日市市地区防災組織活動補助金交付申請書

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 事業の内容

(1) ソフト事業 (本年度に取り組む事業に をつける)

	まちぐるみで行う耐震補強啓発及び家具固定事業
	津波避難訓練事業
	地域の助け合いネットワーク (人材・資機材台帳) 作り事業
	災害時要援護者対策事業
	まちの安全点検ウォーキング事業
	ワークショップ (災害図上訓練、避難所運営訓練等) 事業
	防災マップ又は地区災害対策本部運営、避難所運営、災害時要援護者の対策等に係るマニュアルの作成
	防災センターの見学等の研修
	機関紙・広報誌の発行
	防災訓練又は防災講演会の開催
	災害弱者などの視点を生かし地区で備えるべきものとして避難所運営マニュアル等に位置づけ (予定) の備蓄品見直し事業及びその結果必要となる備蓄品の購入
	その他防災意識及び能力向上のための活動 ()

(2) ハード事業（本年度に取り組む事業に つける）

	救助、消火又は避難の用に供する防災資機材の購入及び修繕
	可搬式動力消防ポンプ及びその付属品の購入及び修繕
	訓練資機材を保管する防災倉庫の設置及び修繕
	その他防災訓練時に必要である防災資機材の購入 ()

3. 経費収支計画

(1) 事業収支計画

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
市補助金		ソフト事業	
地元負担金		ハード事業	
計		計	

(単位:円)

(2) 事業完了予定日

年 月 日

4. 事業を行うことにより生じる効果

5、事業費の内訳

(1) ソフト事業

実施事業名	事業概要	事業金額	補助金額
		内訳	
		内訳	
		内訳	
		内訳	
計			

(単位：円)

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）四日市市長

地区市民センター

館 長

印

四日市市地区防災組織活動補助金交付申請について（副申）

みだしのことについて、 から別添のとおり
申請がありました。調査したところ、地域防災活動の強化のため必要と認めます
ので、特段の配慮をお願いします。

住 所
組 織 名
代表者氏名

四日市市長 印

四日市市地区防災組織活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市地区防災組織活動補助金について、四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1. 補助金を交付する地区防災組織の名称等

住 所
組 織 名
代表者氏名

2. 補助金の交付決定額 金 円

3. 補助金の交付条件

- (1) この補助金は、四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱に定める補助対象事業以外の用途に使用してはならない。
- (2) 補助対象事業以外の用途に使用した場合には、補助金の返還を命ずることがある。
- (3) 事業が完了したときには、速やかに四日市市地区防災組織活動補助金実績報告書を提出するものとする。
- (4) この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）四日市市長

住 所

組 織 名

代表者氏名

印

四日市市地区防災組織活動補助金変更承認申請書

年 月 日付け 四日市市 第 号 - で交付決定を受けた四日市市地区防災組織活動補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の概要

2. 変更後の補助金交付申請額 金 円

3. 変更後の事業収支計画

別添事業収支計画のとおり

4. 変更後の事業概要

別添事業概要のとおり

1、 事業収支計画

(1) 収入の部

科 目	変更前の金額	変更後の金額	比較増減
市補助金			
地元負担金			
計			

(単位：円)

(2) 支出の部

科 目	変更前の金額	変更後の金額	比較増減
ソフト事業			
ハード事業			
計			

(単位：円)

2、 事業費の内訳

(1) ソフト事業

変更がない事業についても記載すること

実施事業名	事業概要	事業金額	補助金額
		内訳	
		内訳	
		内訳	
		内訳	
計			

(単位：円)

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）四日市市長

地区市民センター

館 長

印

四日市市地区防災組織活動補助金変更承認申請について（副申）

みだしのことについて、 から別添のとおり申請がありました。調査したところ、地域防災活動の強化のため必要と認めますので、特段の配慮をお願いします。

住 所
組 織 名
代表者氏名

四日市市長 印

四日市市地区防災組織活動補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった四日市市地区防災組織活動補助金について、四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱第8条の2の規定に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので通知します。

記

1. 補助金の計画変更を承認する地区防災組織の名称等

住 所
組 織 名
代表者氏名

2. 変更後の補助金交付決定額 金 円

3. 条 件

- (1) この補助金は、四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱に定める補助対象事業以外の用途に使用してはならない。
- (2) 補助対象事業以外の用途に使用した場合には、補助金の返還を命ずることがある。
- (3) 事業が完了したときには、速やかに四日市市地区防災組織活動補助金実績報告書を提出するものとする。
- (4) この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。

住 所
組 織 名
代表者氏名

四日市市長 印

四日市市地区防災組織活動補助金交付取消通知書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定した
四日市市地区防災組織活動補助金について、四日市市地区防災組織活動補助金交
付要綱第 10 条の規定に基づき、下記の理由により交付を取り消しましたので通
知します。

1、 補助金の交付を取り消す地区防災組織の名称等

住 所
組 織 名
代表者氏名

2、 交付を取り消した補助金額 金 円

3、 交付を取り消した理由

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）四日市市長

住 所

組 織 名

代表者氏名

印

四日市市地区防災組織活動補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号- で交付決定通知を受けた四日市市地区防災組織活動補助金について、事業が完了したので、四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1、事業完了の年月日

年 月 日

2、事業の内容および成果

（1）事業の内容

（2）事業の成果

3、収支の状況

(1) 収入の部

科目	申請時予算額	精算額	比較増減
市補助金			
地元負担金			
計			

(単位:円)

(2) 支出の部

科目	申請時予算額	精算額	比較増減
ソフト事業			
ハード事業			
計			

(単位:円)

(3) 補助金の交付申請もしくは変更申請時と金額が相違した理由

(相違がない場合は記載不要)

4、事業費の内訳

(1) ソフト事業

(単位：円)

実施事業名	事業概要	事業金額	補助金額
		内訳	
計			

(3) 事業費の証拠書類

領収書(購入資機材の詳細がわかるもの)及び写真など

領収書及び写真等

第 10 号様式（第 12 条関係）

四日市市 第 号 -
年 月 日

住 所
組 織 名
代表者氏名

四日市市長 印

四日市市地区防災組織活動補助金確定通知書

年 月 日付け 四日市市 第 号 - をもって交付決定した四日市市地区防災組織活動補助金について、四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付額を確定する地区防災組織の名称等

住 所
組 織 名
代表者氏名

2. 補助金の交付確定額 金 円

第 11 号様式 (第 12 条関係)

年 月 日

(あて先) 四日市市長

住 所

組 織 名

代表者氏名

印

四日市市地区防災組織活動補助金請求書

金 円也

四日市市地区防災組織活動補助金として、四日市市地区防災組織活動補助金
交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、請求します。

振込先 金融機関名	銀行・農協・信金	本店・ 支店
振込先 口座種別・番号	普通・当座	番号
振込先 口座の名称 (フリガナ)		